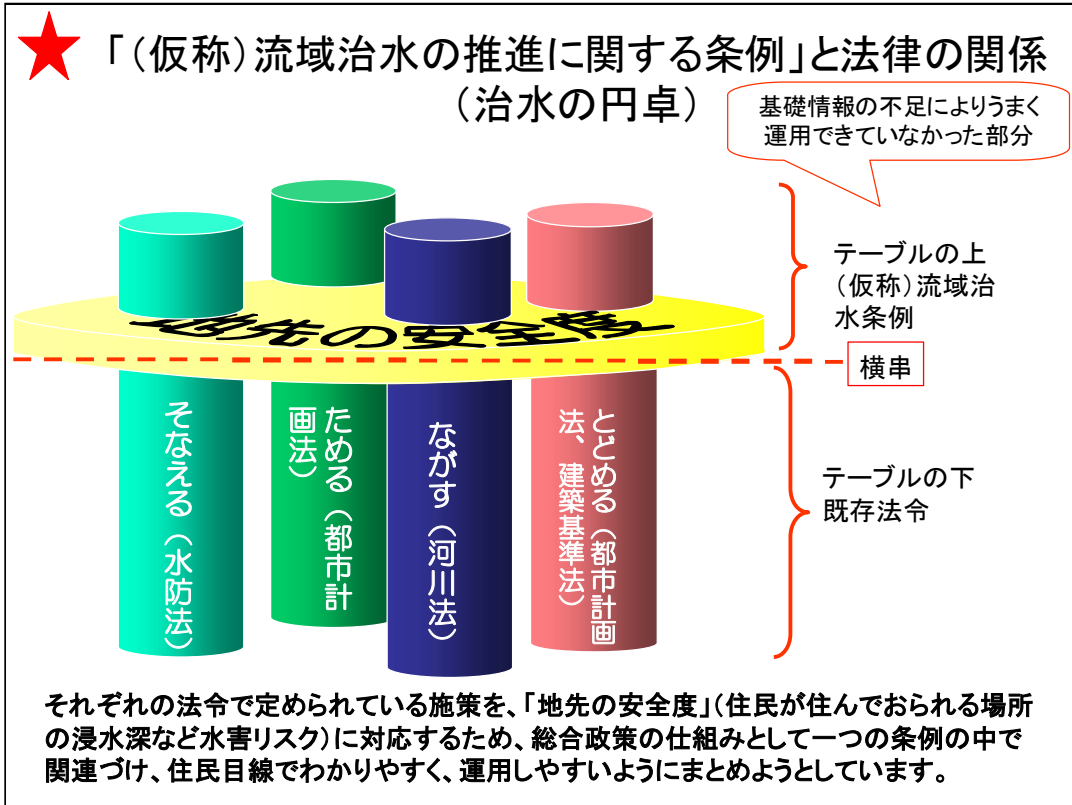


1. 条例の構成について



- ・「ながす」「ためる」「とどめる」「そなえる」は、それぞれ既存の法令での取り組みがある。
- ・しかし、基礎情報の不足などの理由からうまく運用できていない部分もあった。
- ・「地先の安全度」により、潜在的な水害リスクの評価が可能となったことから、これを活用してよりよく運用できる部分、より強調すべき部分を切り出し、一つの「円卓」で総合的の取り組みもうとするのが、流域治水の推進に関する条例である。

「(仮称)流域治水の推進に関する条例」と法律の関係 3

	ながす	ためる	とどめる	そなえる
(仮称)流域治水 条例による主な 取り組み	計画的・効率的な 河川整備の推進を 条例で改めて規定 (条例第9条)	森林・農地・公園 等の雨水貯留浸 透機能の確保(条 例第10条・第11 条)	「地先の安全度」 による出水に関す る災害危険区域 制度の具体化(条 例第12条～第23 条) 「地先の安全度」 による市街化区域 編入の抑制(条例 第24条)	「地先の安全度」 の設定・公表(条 例第8条)、避難 に必要な情報の 伝達体制の整備 等(条例第26条)、 市町への支援(条 例第27条)、水害 に強い地域づくり 協議会(条例第33 条)
条例は関係法 令を「補完」 「具体化」	河川法: 河川整備 計画に基づく河川 整備(法第16条の 2)	都市計画法: 開発 行為に伴う調整池 の設置指導・開発 技術基準(法第29 条・第33条)	建築基準法: 災害 危険区域制度(法 第39条)、出水の おそれの多い土 地における盛土 等の措置(法第19 条) 都市計画法: 水害 リスクが高い土地 の市街化区域編 入の抑制	水防法: 浸水想定 区域(※)の指定 (県)・周知の措置 (市町)(法第14 条・第15条) ※浸水想定区域 は、県内では主要 な14河川のみ
関係法令に基づ く取り組み				

- ・条例と関係法令に基づく取り組みについて、具体的な法令と条例の主な規定をならべると上記表のとおり。
- ・建築基準法や都市計画法などに、水害リスクに着目して、建築規制や土地利用誘導を図る規定はあったが、水害リスク情報が整備されていなかったことから、法令の規定をうまく運用することが困難であった。
- ・「地先の安全度」を整備することによって、これらの規定を活用することができるようになった。
- ・条例は、関係法令をうまく運用することができなかつた部分を「補完」「具体化」するもの。



建設事務次官通達(S34)

4

～発住第四二号～

風水害による建築物の災害防止について(建設事務次官通達)

三 建築基準法第39条に基づく災害危険区域の指定、特に低地における災害危険区域の指定を積極的に行い、区域内の建築物の構造を強化し、避難の施設を整備させること。

記

一 区域の指定範囲については、おおむね次の区域を考慮するものとする。

(一) 高潮、豪雨等によって出水したときの水位が一階の床上をこし、人命に著しい危険をおよぼすおそれのある区域。

(二) 津波、波浪、洪水、地すべり、がけ崩れ等によって、土や土砂が直接建築物を流失させ、倒壊させ又は建築物に著しい損傷を与えるおそれのある区域。

二 建築物の制限内容については、出水時の避難及び建築物の保全に重点をおき、おおむね次のようなものとし、なお、地方の特殊事情、周囲の状況等を考慮して定めるものとする。

(一) 一の(一)の区域

ロ 住居の用に供する建築物については、次の各号によるものとする。

(イ) 予想浸水面まで地揚げをするか、又は床面(少なくとも避難上必要な部分の床面)を予想浸水面以上の高さとする。

(ロ) 予想浸水面下の構造は次の各号の一に該当するものとする。

a 主要な柱、又は耐力壁を鉄筋コンクリート、補強コンクリートブロック、鉄骨等の耐水性の構造としたもの

b 基礎を布基礎とし、かつ、軸組を特に丈夫にした木造としたもの

ハ その他の建築物については、建築物の利用状況に応じ又はロに準ずる制限をするものとする。

二 付近に有効な避難施設があるもの又は用途上、構造上やむを得ないもので避難上支障のないものについて制限を緩和するものとする。

・「基礎情報の不足などの理由からうまく運用できていない部分」の具体例として、昭和34年の「風水害による建築物の災害防止について」という建設事務次官通知がある。

・「出水したときの水位が一階の床上をこし、人命に著しい危険をおよぼすおそれのある区域」は災害危険区域の指定を積極的に行うという通知は存在したが、そもそも「出水したときの水位」がわからなかったため、具体的に運用ができなかった。

・地先の安全度により、どこでどれくらい浸水するか、という予測ができるようになったので、これを運用しようとするもの。

・(仮称)流域治水条例は、既存の制度の枠組みの中で、地先の安全度に基づく運用を考えようというものであり、法制度上の問題はない。

・既存の枠組み(滋賀県建築基準条例)の中で運用するよりも、2Pのとおり、1つの円卓の中で総合的に取り組む「(仮称)流域治水の推進に関する条例」を設けることで対応するもの。



建築基準法

第39条 地方公共団体は、**条例**で、津波、高潮、**出水等による危険の著しい区域**を災害危険区域として指定することができる。

2 災害危険区域内における住居の用に供する建築物の**建築の禁止**その他**建築物の建築に関する制限**で**災害防止上必要なもの**は、**前項の条例**で定める。

「災害危険区域制度による建築制限について、条例へ「委任」

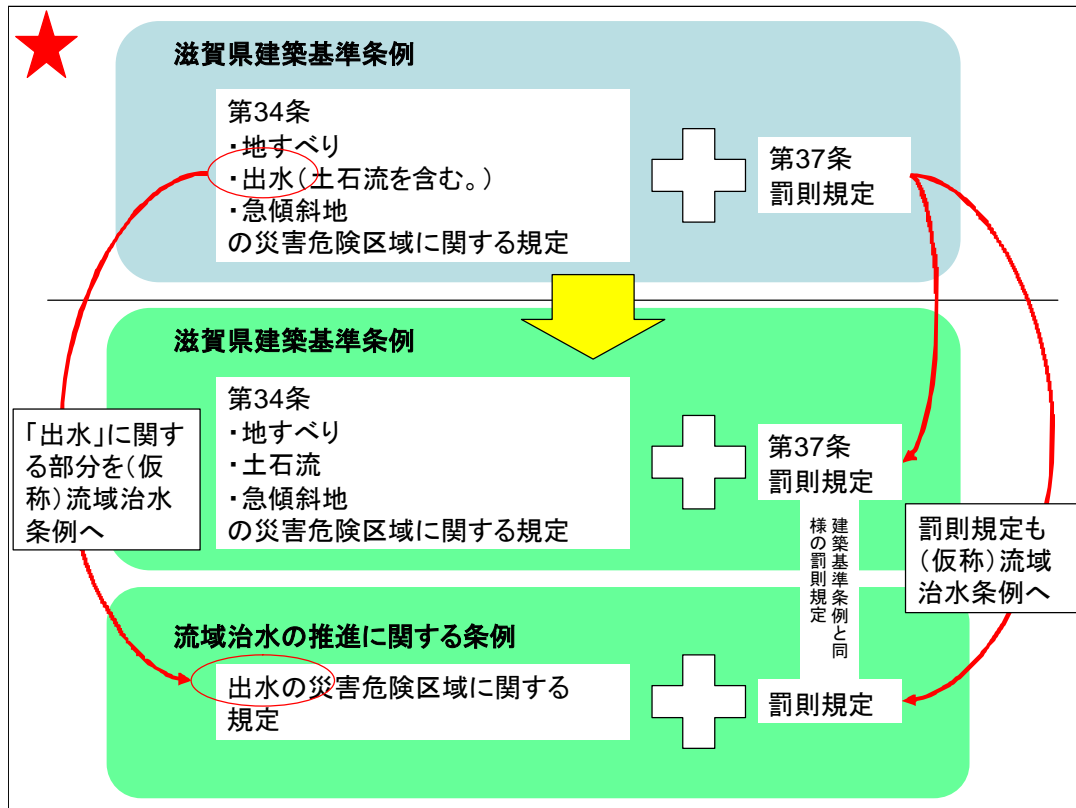
滋賀県建築基準条例

第34条 法第39条第1項の規定による災害危険区域は、**地すべり**、**出水**(土石流を含む。)または急傾斜地の崩壊により既存の建築物または将来建築される建築物に係る災害の発生する危険の著しい区域であって、知事が指定するものとする。

第35条 災害危険区域内においては、住居の用に供する建築物は建築してはならない。ただし、当該建築物の構造もしくは敷地の状況または急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第3項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行によりがけ崩れ等による被害を受けるおそれがないものとして知事が許可したときは、この限りでない

「災害危険区域制度による建築制限について、条例で「具体化」

- ・浸水危険区域における建築の制限については、建築基準法の災害危険区域制度を具体的に運用するもの。
- ・建築基準法では、災害危険区域制度を条例に委任することとしており、その委任を受けて滋賀県建築基準条例が定められている。
- ・今回、治水に関する総合条例を制定しようとすることから、災害危険区域制度のうち、「出水」に関する部分を(仮称)流域治水条例に移行するもの。
- ・法令に根拠を有する地方公共団体の権限を条例化して具体化するものであり、「憲法違反」等の批判は当てはまらない。
- ・財産権が制限されることについては、命を守るためにはやむを得ないことと考える。
- ・憲法上の居住の自由に抵触するという批判については、居住権が制約される(ように見える)のは、財産権を制限する結果に過ぎない。



- ・罰則については、現行法制との整合性を維持するよう、現行の「滋賀県建築基準条例」の中にある罰則規定を「(仮称)流域治水条例」でも規定しようとするもので、新たに特別な罰則規定を創設するものではない。
- ・滋賀県建築基準条例第34条については、県内において、すでに急傾斜地による区域指定が行われている
- ・もし(仮称)流域治水条例に罰則を設けないとすると、すでにある急傾斜地についての災害危険区域については罰則があるけれども、出水に関してはない、という極めて不自然な形になる。

Q 浸水危険区域の指定、建築規制は財産権の侵害ではないか。

A 浸水危険区域の指定は、県民の生命・身体を守るために、その地域の潜在的な水害リスクを明らかにするものであることから、財産権の侵害には当たりません。

この考え方は、「土砂災害防止法」による土砂災害特別警戒区域や「津波防災地域づくり法」による津波災害特別警戒区域の指定と同じ考え方です。

(参考：参議院災害対策特別委員会河川局長答弁)

また、建築規制は、建築基準法において条例で必要な制限を行うことができることとされており、憲法違反にはあたらないと考えています。

・第147回国会 災害対策特別委員会(平成12年4月17日)

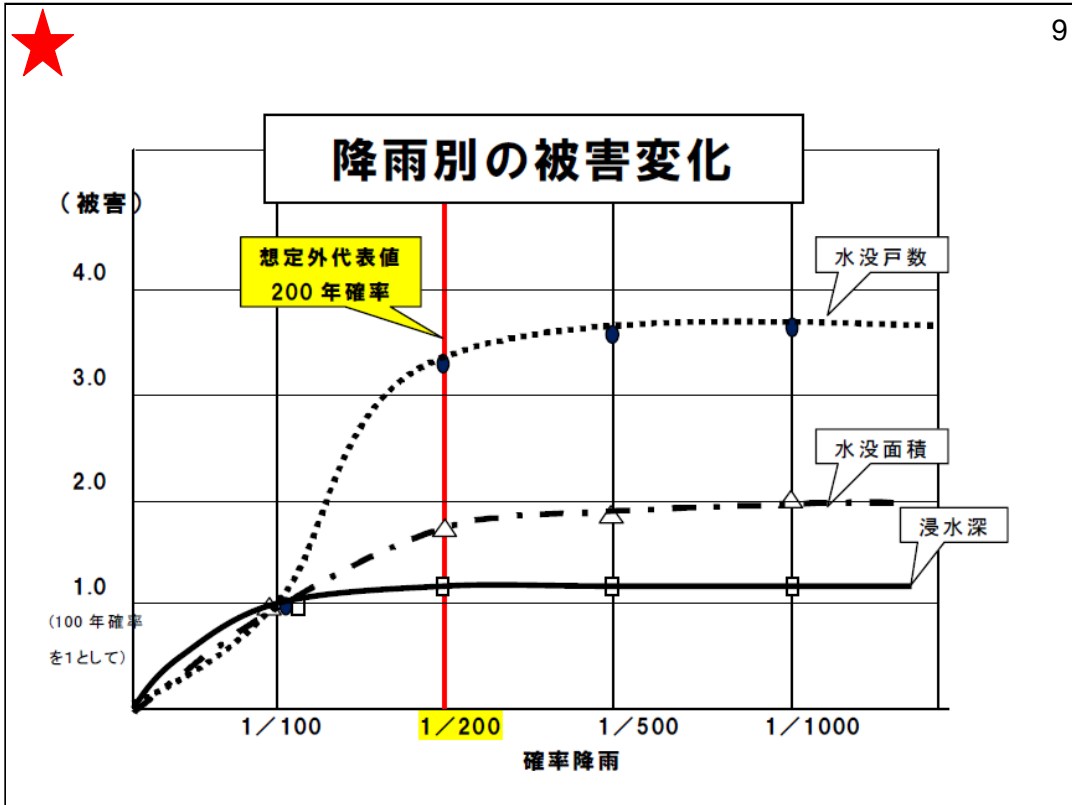
「土砂災害特別警戒区域等の指定は財産権の侵害(地価の下落)にあたるのではないか？」との質問に対する河川局長答弁

「本法案によります施策は、土砂災害のおそれのある区域を明らかにしまして、その中での開発や建築に対する必要最小限の規制を行うことによりまして、住民の自己責任に期待しつつ住民の安全確保のための施策を講ずるものでございます。

土砂災害警戒区域等の指定は、住民自身の生命、身体を守るためにその土地が持つ地形や地質という自然の危険性を明らかにするものでありますから、財産権の侵害には当たらないと考えております。」

<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/147/0019/14704170019006a.html>

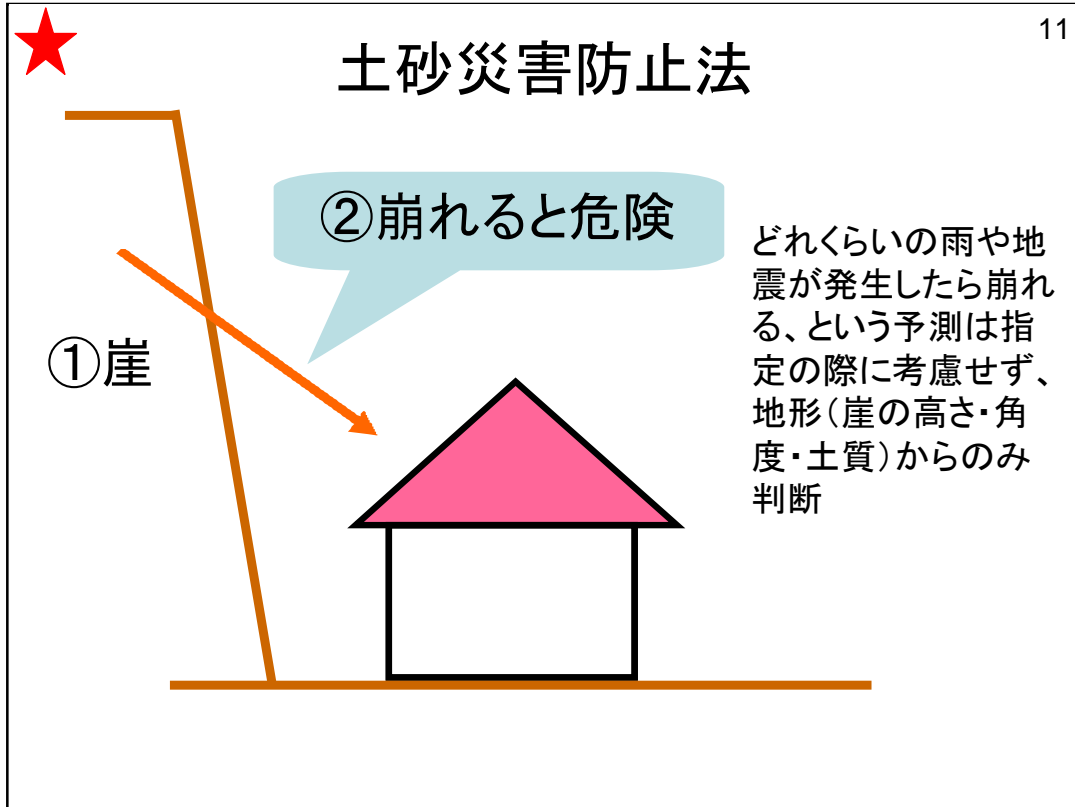
2. なぜ河川の整備目標は1/100で、
建築規制の基準は1/200なのか



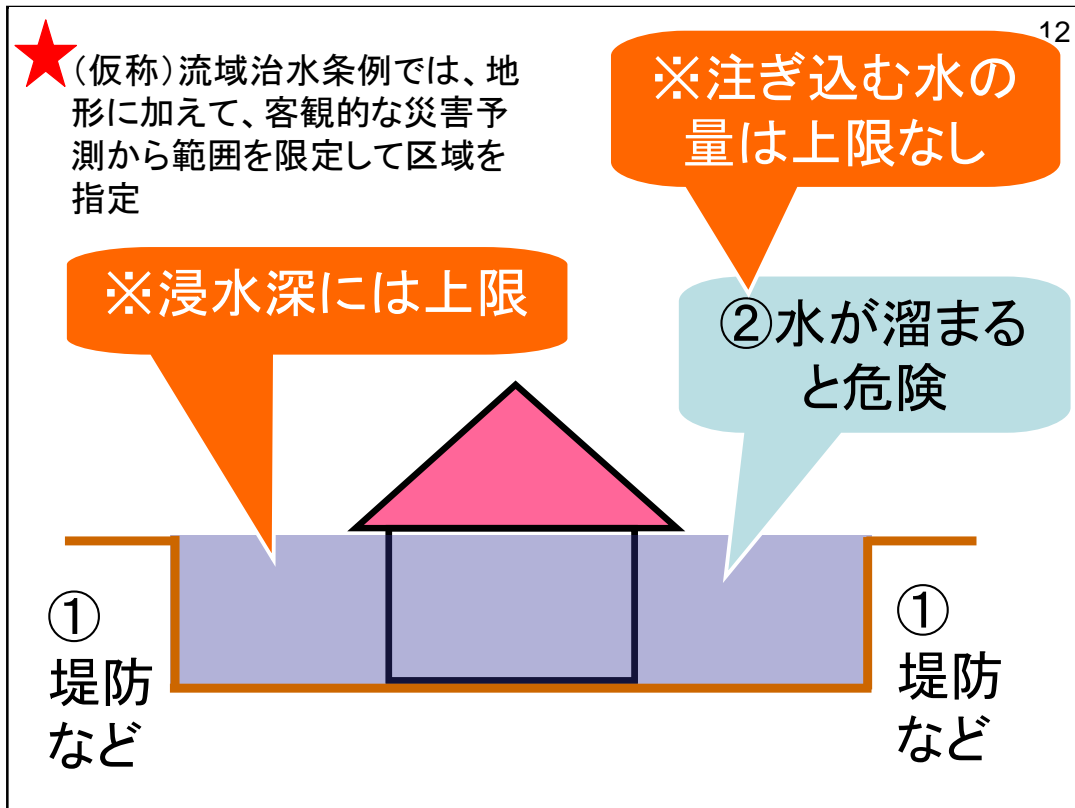
- ・建築規制の法的枠組みについては問題ないとする、議論の焦点は、地先の安全度に基づいて規制を運用することについてとなる。
- ・「200年確率の降雨」は、河川整備の水準を超える「最大規模の災害」を想定して設定しており、河川整備の水準を超える降雨を想定することに意味がある。
- ・これは、命がかかっている限り「上限なき災害に対応する」という趣旨である。対応する災害は上限なく桁外れに大きいものであるが、被害の広がりには上限があるので、具体的な基準としてはそこを取るとのこと。
- ・地先の安全度について、さまざまな降雨を想定して被害をシミュレーションしたところ、200年確率の降雨でカーブが緩やかになって、拡大がおおよそ収束するという結果になった。そこで、1/200を最大規模の災害を表すものとして採用した。
- ・もし1/500の部分でカーブが曲がっていたらならば、1/500を設定した。
- ・議論のポイントは、「1/50に対応するか1/100に対応するか1/200に対応するか1/500に対応するか」ではなく「人命保護のために、河川の整備水準を超える最大規模の災害に対応するか、しないか」「人命を守るために想定しなければいけない最低限の災害の規模はどの程度か」と考える。
- ・1/200は、「どのような洪水においても命を守る」という観点から導き出されたもので、既存の河川整備の目標等とは、直接の関係はない。

3. 建築規制の妥当性 ～土砂災害防止法との比較～

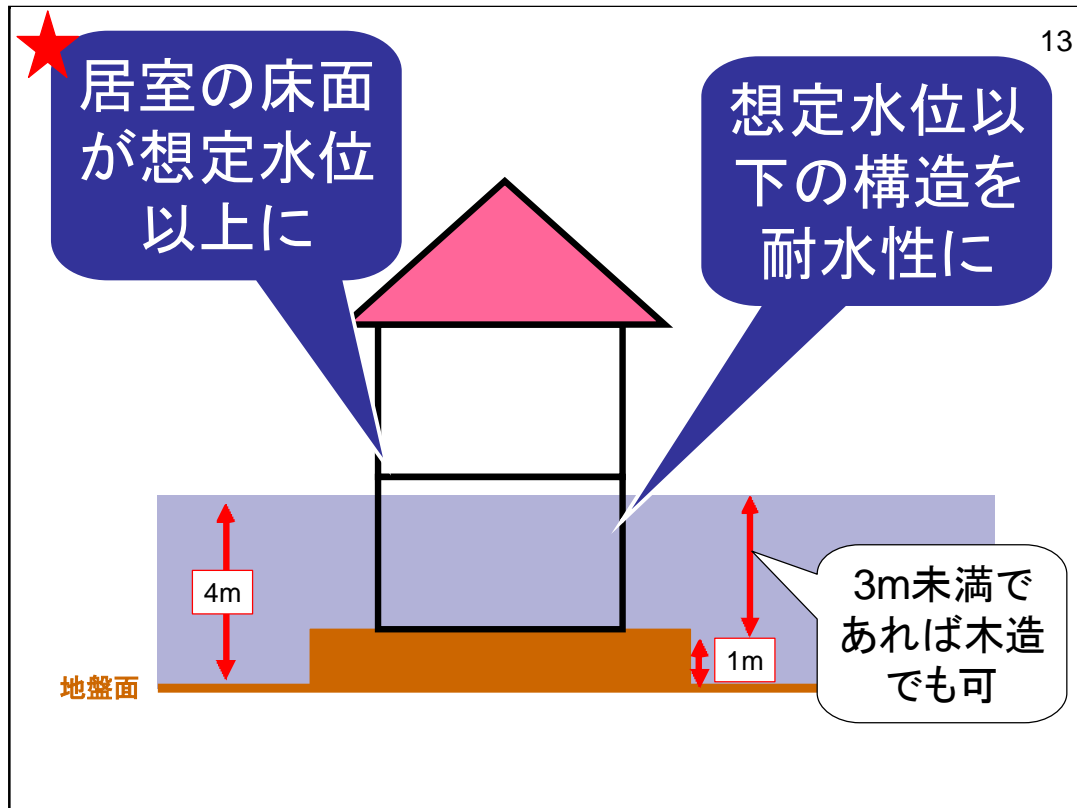
・土砂災害防止法は、災害から国民の生命および身体を保護するため、建築規制等のソフト対策を導入した点で、画期的なものであった。（【参考資料】「土砂災害防止法に期待するもの」）



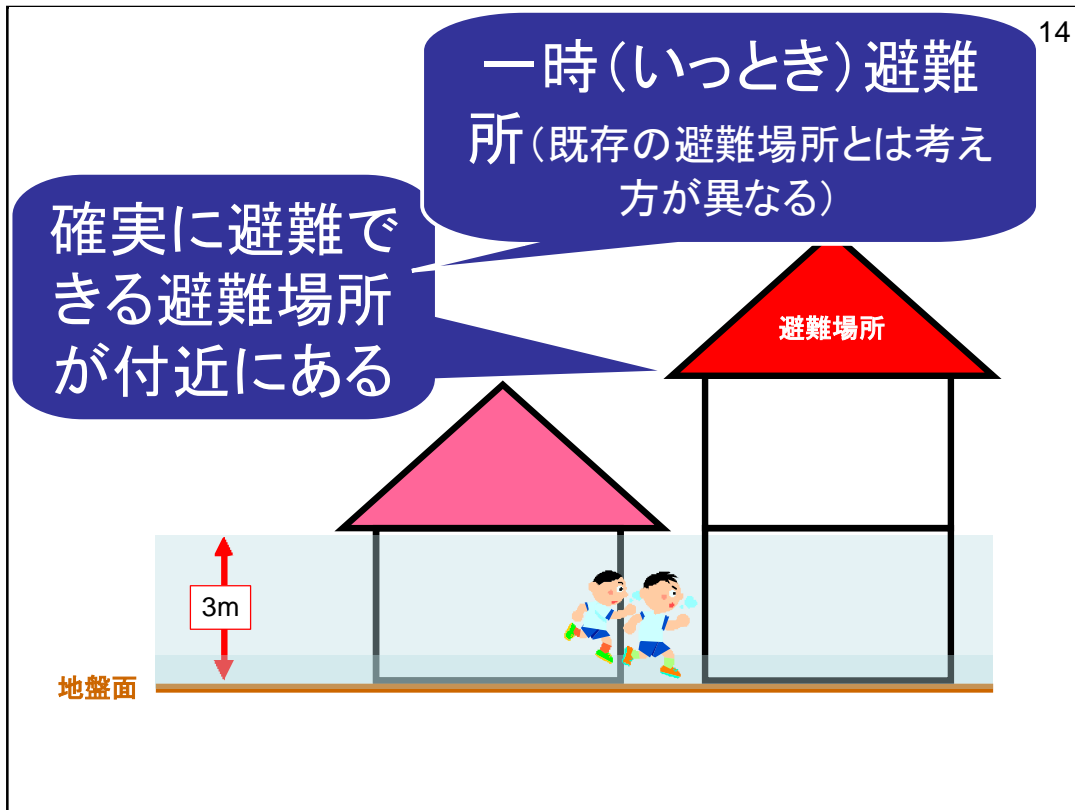
- 土砂災害防止法は、①崖がある ②崩れたら危険、という論理で区域指定している。
- どれくらいの雨や地震が発生したら崩れる、という予測は指定の際に考慮せず、地形(崖の高さ・角度・土質)からのみ判断している。



- (仮称)流域治水条例も、土砂災害防止法同じく「地形」から判断している。
- ①堤防などで囲まれた土地がある。②水が溜まると危険。なので、避難できる空間を確保し命を守るために、想定水位以上に避難できる空間を確保してくださいということ。
- 「災害に上限なし」という考え方から、注ぎ込む水の量、すなわち降雨量は最大クラスの降雨によるものを想定している。
- コップの高さより深く溜まる水はなく、被害の広がりには上限がある。この上限が1/200の降雨。
- 土砂災害防止法は、どれくらいの雨や地震が発生したら崩れる、という予測は指定の際に考慮せず、地形からのみ判断しているが、(仮称)流域治水条例では、地形に加えて、客観的な災害予測から範囲を限定して区域を指定しようとしている。このことから、財産権の制限や予測の蓋然性については、土砂災害防止法より配慮していると考えられる。
- 水害リスクの高い区域のポイントは「低地が高地に囲まれる、コップのような地形」である点。「1/200」は条例を運用する実務上、基準が必要なので決めたものであって、本質的なところではない。



- 一般的な2階建てであれば2階の床面は3.5m前後あるため、4mの浸水深が予想される場所であっても、1mまでの高さで嵩上げすれば建築できる。



- 平屋ですみたい、嵩上げはしたくない、あるいはできないという場合でも、建築できないわけではない。
- 避難勧告等で、道路面の冠水等が始まる前に、早期に避難するのが最良であるが、もし逃げ遅れた場合に、付近に確実に避難できる避難所があれば、人命被害を回避することができる。このような場合でも、住宅を建築することができる。
- この場合の避難場所は「いつとき避難所」であって、従来の「仮の生活を送る場所」としての避難場所ではない。緊急的に避難する空間である。

大津市石居 一時避難場所



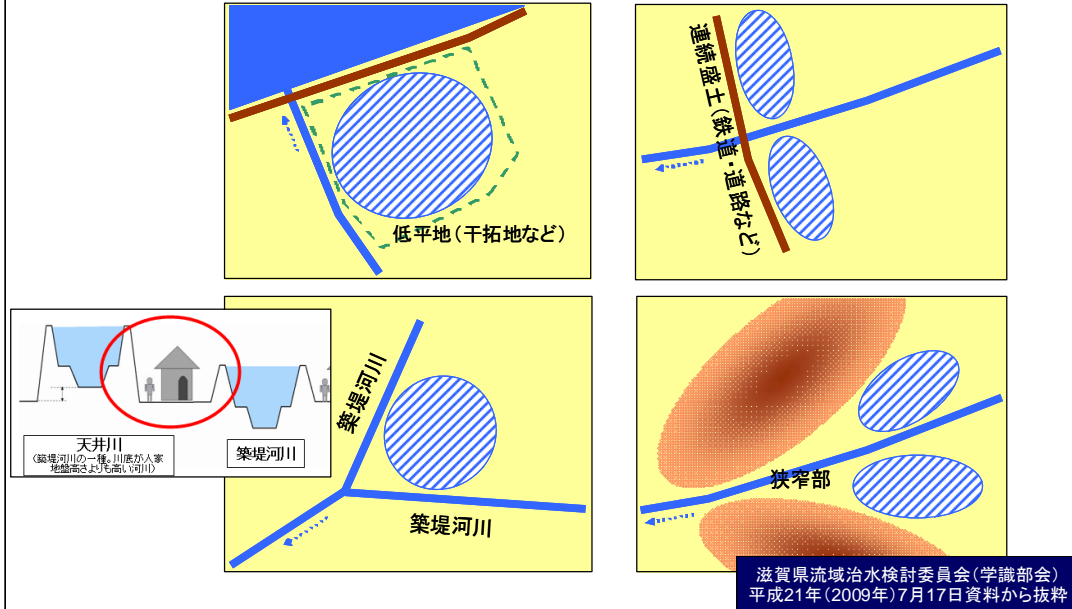
	土砂災害防止法	(仮称)流域治水条例
対象にしている (十分な科学的知見あり)	表層崩壊	浸水深
対象にしていない	深層崩壊 「土砂災害警戒区域等の指定の範囲の特定に当たっては、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害が発生するおそれがある土地の区域について指定を行う」(土砂災害防止対策基本指針)	流体力

複雑な自然現象の全てが、現時点で判明しているわけではない。
→人命被害回避のため、予測可能性が高まり、回避可能性を高めることができる部分だけでも取り組まねばならない。

- ・(仮称)流域治水条例において、浸水深のみを対象として破堤時の流体力を対象としていない点も、土砂災害防止法の考え方と共通している。
- ・土砂災害防止法においても、対象としているのは表層崩壊のみで、深層崩壊については十分な科学的知見がないことから対象としていない。
- ・複雑な自然現象の全てが、現時点で判明しているわけではないが、人命被害回避のため、予測可能性が高まり、回避可能性を高めることができる部分だけでも取り組まねばならない、という考え方で立法されており、当条例でも同様。
- ・土砂災害防止法でも当条例でも、現時点では対象にしていないものはそのままにしておくわけではなく、今後、科学的知見が積み上がれば対応していく。

半永久的に水害リスクが残る箇所

→下図に示す【くぼみ】や【せき止められている】ところは、河川整備の進捗にかかわらず水が集中する。



- ・具体的に水害リスクがある地形を類型化すると上図のような地形が対象となる。
- ・この図は滋賀県の「開発行為に関する技術基準」第13章P.5に掲載されており、県内の開発関係業者は、ほぼ目にしている。(HPにも掲載済み)

<http://www.pref.shiga.lg.jp/h/jutaku/kaihatsu/gijyutukijyunn.html>

旧虎姫町大寺

大寺 冠水の時期を把握している大寺

「虎姫。水害時の道しるべMAP」より

（滋賀県流域治水政策室が平成21年11月に実施した水害体験者への聞き取り調査を基に作成したもの）

- 舟が救出に
明治の水害の時、中野の中野山の矢合神社まで舟を漕いでもらい避難。明治の水害を教訓に、舟を用意している家がある。 → ②
- 避難場所
伊勢湾台風の時、三川の元三大師へ避難された人がいた。 → ③
- 鯉原の冠水時期（中野に水害写真あり）
中水...6月20日 半夏...7月2日 土用...7月23日 鯉原周辺が、年に3回ほど冠水し、約1畝50歩ぐらいの深さになる。 → ⑥
- 水防の応援
唐国地先の堤防が危険状態となった時、唐国から水防活動の応援を頼まれ水防活動に出動。ナグシを行った。
- お米の貯蔵
翌年もお米が収穫できない可能性もあるので、お米を半年分ほど余分に確保する。
- 地盤を高く
家の建て替えの時には、家の地盤を高くしている。
- 浸水しやすい場所
馬橋周辺 → ③
- 決壊場所
大雨が降ると度々決壊していた。 → ①

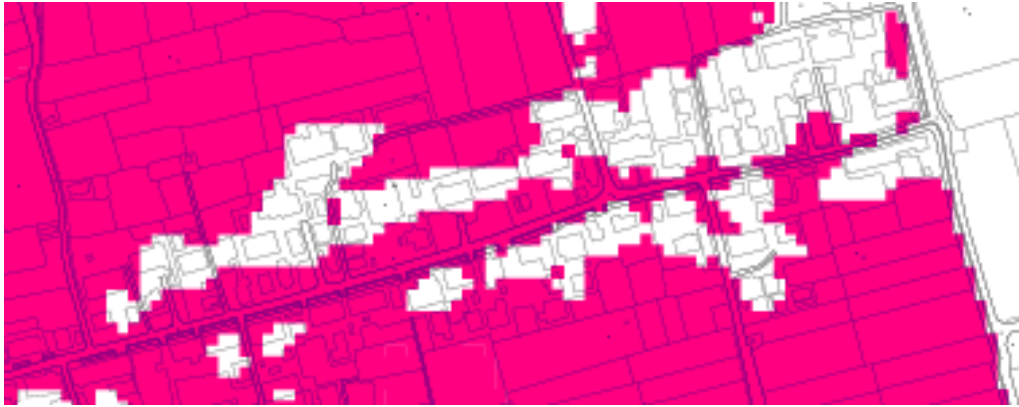
http://www.pref.shiga.lg.jp/h/ryuiki/hanran/suigaimap/torahime_20120930.pdf

- ・水害リスクのある地形の区域では、昔からどのような対策を取るべきか、先人の知恵が受け継がれてきた。
- ・たとえば、旧虎姫町大寺。平成21年11月に、当県で水害体験者への聞き取り調査をしたところ、「家の建て替えの時には、家の地盤を高くしている」ということであった。
- ・なお、聞き取り結果は流域治水政策室HPにて「水害情報発信」として公表している。



・旧虎姫町大寺の風景

旧虎姫町大寺地区

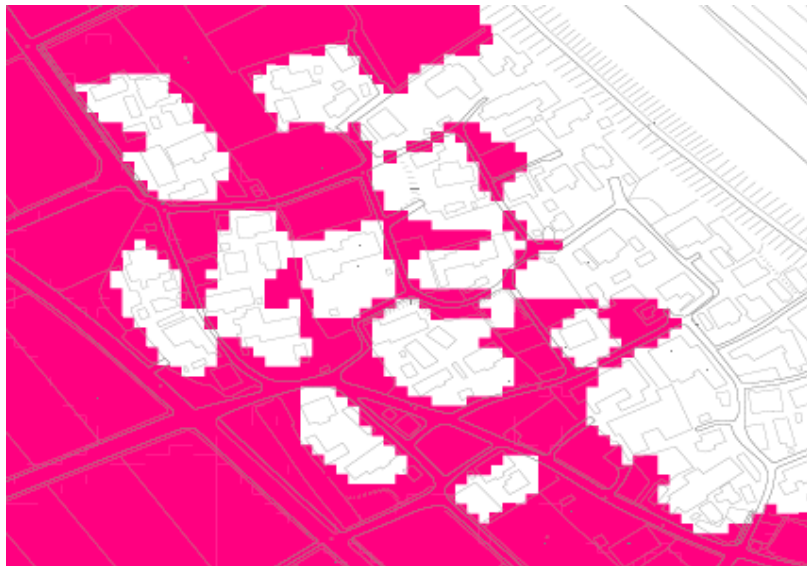


- 大寺地区の地先の安全度マップを拡大して見ると、かさ上げされている住宅については浸水深が3m以下になっているのが見て取れる。
- これは、先人の知恵が地先の安全度マップにより「見える化」したものであり、先人の知恵と条例の考え方が一致していることがわかる。



- 同様の知恵は、日野川流域の竜王町弓削地区でも見ることができる。

竜王町弓削地区



■ : 浸水深3m以上

- 竜王町弓削でも、地先の安全度マップを拡大すると、旧虎姫町大寺と同じように、「スポンジ状」の着色である。
- 「特定の流域・地域の知恵」ではなく、別々の流域であっても、水害リスクのあるところでは同じ知恵が発見されている。



・東近江市葛巻でも同様。



・大津市枝でも同様。



**条例のモデル
は先人の知恵
の中にあります**

先人が築き受け継がれてきた知恵と仕組みを守り、県下に再び広め、人の命にかかわる状況を何とか改善したい



- ・水害リスクの高い区域において、地盤のかさ上げが有効な方法であると考えられてきたことは、現場を訪れれば明らか。
- ・県では、条例を作って、水害リスクのある区域では、かさ上げなど安全に住み続ける工夫をしてください、と県民のみなさんをお願いしようとしているが、そのようなことは、滋賀県各地の集落では、昔から営々と取り組まれてきた。
- ・このような先人の知恵は、どんどん失われつつある。そのため、条例により、法律的には「規制」と表現されるルールをつくり、先人の知恵を生かし続けたい。
- ・先人が築き、受け継がれてきた知恵と仕組みを守り、県下に再び広め、人の命にかかわるところを何とか改善したい、というのが、条例の趣旨である。



避難勧告遅れ 町を提訴

(平成21年 兵庫県佐用豪雨)

「避難勧告遅れ」提訴へ

佐用豪雨遺族、町相手に

兵庫県佐用町で18人が死亡、2人が行方不明になった昨年8月の豪雨災害をめぐり、避難勧告の発令の遅れが人的被害につながったとして、死者・行方不明者5人の遺族が町に総額約3億円の損害賠償を求める訴訟を近く神戸地裁姫路支部に起こす。代理人の弁護士が6日、明らかにした。

判断水位の3層を越え、同58分に兵庫県がその情報を発表したが、町が避難勧告を出したのは午後9時30分だった。

その直後、小林さんと井土さんの家族計5人が自宅から避難する途中で増水した用水路に流された。

原告側は、県から情報が伝わった午後7時58分に町が勧告していれば5人は被害に遭わなかったとして、町に違法な不作为があったと主張。道路が冠水して危険な状態になって勧告を出した責任も問われている。姫路地裁町長は「提訴されれば内容をよく確認し、誠実に対応いたします」との談話を出した。(茂山康史)

平成22年8月7日(土)
朝日新聞 朝刊 1面

- かさ上げなどの、垂直避難に対して、水平避難で十分ではないかという意見もあり、前のスライドまで、垂直避難は先人の知恵であること示した。
- 垂直避難については、現在の防災政策の流れとも一致している。
- 上記は、佐用町豪雨に関して、遺族が町を提訴した事例の記事であるが、こうした他府県の事例も参考に、当県でも制度設計をすべきと考えている。



垂直避難（佐用町の教訓）

- 平成21年8月佐用町 訴訟の論点

「道路が冠水して危険な状態となった同8時30分以降も住宅2階への避難を防災無線で促さず、同9時20分に戸外への避難を前提にした勧告を出したため、避難中に濁流にのまれるなどして4人が亡くなり、1人が行方不明になった」（平成22年8月11日読売新聞朝刊の記事より）

避難誘導においても命を守れなかった事例

なぜ？

•この裁判の争点は、「住宅2階への避難を防災無線で促さず、戸外への避難を前提にした勧告を出したため」という部分。

•避難誘導をしたがそれが裏目に出てしまった、避難誘導においても命を守れなかった事例である。こういうことが起こったのは何故か？と国や専門家の間で議論された。

避難の考え方

(平成24年度防災白書 P.102)

<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/>

(「避難」の考え方の明確化)

一般的に「避難」という概念については、避難先として指定されている小中学校の体育館や公民館等公的な施設へ移動することを前提として捉えている場合が多い。

しかし、既に河川氾濫が発生している場合等は、避難先への移動がかえって危険を伴うことがある。また、都市部等人口が集中した地区においては、多くの住民等が避難先へ移動すると、避難先の収容量を超えてしまったり、避難路において混雑が発生したりすることで、適切な避難ができないことも懸念される。

- その結果は平成24年度の防災白書に結実している。

避難の考え方

(平成24年度防災白書 P.102)

<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/>

こうしたことから、災害時の安全確保行動を「緊急的な行動」と「仮の生活をおくる行動」の2つに分類し、その上で、「待避」、「垂直移動」、「水平移動（一時的）」及び「水平移動（長期的）」の4つに整理した。また、避難先については、「緊急的な避難先」と「避難生活をおくるための避難先」の2つに整理した。これにより、災害の発生に対して住民等の安全を確保するためには、状況によって、自宅等の建物の上階への移動やその場に留まるような行動も有効であるという考え方を明確に示した（図表2-14）。

ただし、早期の避難を心がけるのが前提であり、このような行動は、緊急時・切迫時の次善の策である場合が多いことに留意が必要である。

逃げ遅れても命は助かるように

- ・垂直避難と、一時(いつとき)避難の有効性が国により示された。
- ・もちろん、事前に高台等に避難するのがベストであるが、命に危険が及ぶような緊急時には垂直避難、一時(いつとき)避難が命を守るために有効となる。



避難の考え方

(平成24年度防災白書 P.102)

<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/>

図表2-1-4 災害時の安全確保行動の整理

行動の視点	安全確保行動	具体的な行動例
緊急的な行動	待避	自宅等の居場所や安全を確保できる場所に留まる
	垂直移動	屋内の2階以上の安全を確保できる高さに移動する
	水平移動 (一時的)	その場を立退いて、近隣の安全を確保できる場所に一時的に移動する
仮の生活をおくる行動	水平移動 (長期的)	居住地と異なる避難先等で一定期間仮の避難生活をおくる

出典：中央防災会議「災害時の避難に関する専門調査会」資料

(仮称)流域治水条例で要件とするもの

従来の考え方による「避難所」

- ・国がまとめた避難についての考え方は上記表のとおり。
- ・水平避難で対応しようとしていたがそれでも命を守れない事例が発生したから垂直避難も検討が必要、というのが、現在の防災分野における流れ。これは、貴い命の犠牲を踏まえ、国や専門家が検討した結果である。
- ・条例でいう「避難場所」も、従来の考え方とは異なるものである。

★	土砂災害防止法	津波防災地域づくり法	(仮称)流域治水推進条例法
	きっかけ H11.6.29 広島豪雨災害 24名死亡	H23.3.11 東日本大震災	近年、多くの人命が失われるような大規模な水害は 県内では発生していない
開発規制・建築規制を導入した経緯	「すべて対策工事により安全を確保していくとした場合には、膨大な時間と費用が必要になると見込まれる。」(土砂災害防止基本指針)	「 建造物の防災機能にのみ依存することの限界が改めて認識された。 」(国土交通白書) 「 災害には上限がない 」(津波防災まちづくりの考え方) ↓ 発生頻度と被害の大きさにより「 レベル1 」と「 レベル2 」に分類 (東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告)	「河川などの治水施設の整備は、根幹的な治水対策として今後も強力に推進していきますが、近年の厳しい財政状況もあり、整備完了までには相当の期間が必要です。」 「一方で、整備途上や、一定規模での施設整備が完成した場合にも、その整備水準を超える洪水が発生することは否定できません。」(滋賀県流域治水基本方針)

・ハード整備を一生懸命やっているけれども、追いつかない部分があるから、建築規制等のソフト対策を導入せざるをえない、という考え方は土砂災害防止法で導入された。

・東日本大震災において、整備した防災施設を遙かに凌駕する災害が発生したことを受けて、国土交通省では、「災害に上限なし」という認識のもと、頻度が高い災害については「レベル1」として施設整備で対処しよう、頻度が低い壊滅的な被害を生じる災害については「レベル2」として避難を軸にとりうるあらゆる手段で対処しよう、という考え方が取り入れられた。

・このように、(仮称)流域治水条例で建築規制を取り入れた考え方は、防災における国の考え方と同じもの。

・土砂災害防止法は、広島で、24名の尊い命が失われたがきっかけで、ハード整備だけでは命を守れない、建築規制等のソフト対策が必要という認識がされ、制定された。

・津波防災地域づくり法は、東日本大震災で、ハード整備した防災施設を遙かにこえる最大級の災害で多くの人にならなくなったことから、「災害に上限なし」という認識により、制定された。

・対して、(仮称)流域治水条例の対象となる水害においては、幸いにして、滋賀県内では、近年大規模なものは発生していない。

・本県は、県民のどなたかが亡くなる前に対策を取りたい。

・最大規模の水害が起こってから、地先の安全度マップで予測可能性が高まっていたのに、土砂や津波でソフト対策の事例があったのに、どうして命を守る対策を取れなかったのだろうか、と、後悔したくないという思いで取り組んでいる。

参考「これからの想定津波の考え方」
 (国土交通白書2012より)

	発生頻度	考え方
レベル1	概ね数十年から百数十年に一回程度の頻度で発生する津波	人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等を整備
レベル2	概ね数百年から千年に一回程度の頻度で発生し、影響が甚大な最大クラス	住民等の生命を守ることを最優先とし、住民等の避難を軸に、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立

4. 条例に関連する施策等

Q 浸水危険地域に住んでいる人に税金で補助をしてよいのか。

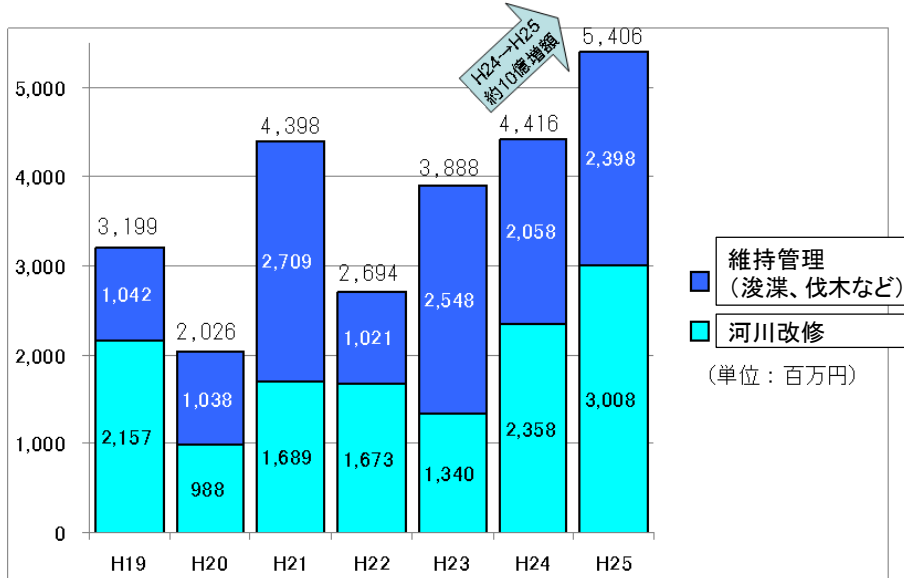
A 個人レベルの水害に対する安全性確保だけでなく、歴史のある地域コミュニティの維持やまちづくりを支援しようとするものです。

水害から命を守るため、地域全体の生活基盤の本来満たすべき安全性を確保するものであり、公益性があります。

Q 宅地嵩上げの自己負担額を用意できない住民はどうすればよいのか。

A 市町・地域住民と連携し、避難場所の整備や避難体制の構築などソフト対策を組み合わせ、地域の特性に応じた重層的な対策をおこない、被害の最小化を図ることが重要です。

県単独事業費の推移



地元説明
平成25年6月29日(土)
竜王町日野川改修促進協議会総会

